

令和 4 年

第 12 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第12回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年12月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一	2 番 古澤 一雄	3 番 石本 健二	4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義	6 番 田代 純一	7 番 檜木 すみ子	8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝	10 番 岩下 保男	11 番 知里口 香穂里	12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治	14 番 田嶋 政隆	15 番 今村 光也	16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己	18 番 和田 敏喜	19 番 木村 広典	

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政	2 番 市原 英一	3 番 今井 健一	4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次	6 番 山本 利幸	7 番 藤井 博徳	8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男	10 番 白石 正明	11 番 竹原 忠信	12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二	14 番 大友 浩喜	15 番 佐藤 弘明	16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣	18 番 高木 正明	19 番 江藤 則一	20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一			

＊新型コロナウイルス感染防止のため、出席を求めています。

5 議事

- ・ 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・ 議案第42号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・ 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・ 議案第44号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・ 議案第45号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 16 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 12 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。 それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。年末もあと二十日あまりとなりお忙しいところ総会に出席ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染は、再び感染者数が増えてきておりますので皆様ご注意願います。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 13 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 8 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 5 件、第 5 条によるもの 6 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 3 件、利用権の設定 21 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名 7 件、空き家に付随した特例面積適用農地の指定が 1 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、5 番委員、6 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 12 号の 8 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 8 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 12 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 12 号を終わります。続きまして、議案第 42 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 5 件、5 条 6 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 42 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。

つづきまして、第4条5件第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第42号農地法第4条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、本議案第42号農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました1番委員より、転用案件について説明をお願いします。

1番委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ約990mのところになります。 申請面積12㎡の敷地に宅地までの通路を計画するものです。 なお、申請人の姉は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく昭和57年頃より宅地への通路として使用しており、始末書が添付されております。 農地区分は、第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北西へ約190mのところになります。 申請面積1,019㎡の敷地に杉、ヒノキ、クヌギ約70本の植林を計画するものです。 なお、申請人は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく昭和57年頃に植林を行っており、始末書が添付されております。 農地区分は、JR阿蘇駅から半径300m以内にある市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北西へ約190mのところになります。 申請面積203㎡の敷地に宅地までの通路を計画するものです。 なお、申請人は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく昭和57年頃から宅地への通路として利用しており、始末書が添付されております。 農地区分は、第3種農地となります。

- 4条順位4番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から西へ約1.7kmのところになります。申請面積123㎡の敷地にゴルフ練習場までの進入路を計画するものです。なお、申請人の父は平成6年に転用手続きを行ったうえでゴルフ練習場と進入路を整備しておりましたが、今回の用地について転用手続きが漏れていたことから、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。
- 4条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から東へ約5kmのところになります。申請面積2,402㎡の敷地に杉約400本の植林を計画するものです。なお、申請人は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく平成10年頃に植林を行っており、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。
- 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から東へ約1.3kmのところになります。申請面積536㎡の敷地に個人住宅（建築面積：92.96㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。
- 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から西へ約1.3kmのところになります。申請面積2,791㎡の敷地にアパート3棟（建築面積：590.76㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。
- 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR波野駅から西へ約1.7kmのところになります。申請面積242㎡の敷地に居宅介護支援事業所（建築面積：77.75㎡）を計画するものです。なお、申請人は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく令和3年より居宅介護支援事業所として使用しており、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。
- 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.8kmのところになります。申請面積280㎡の敷地に隣接宅地の駐車場を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。
- 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から東へ約1.8kmのところになります。申請面積548㎡の敷地を住宅・店舗用地としての利用を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。
- 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北へ約2.3kmのところになります。申請面積217㎡の敷地を隣接公民館敷地として拡張（所要面積：48㎡）を計画するものです。なお、申請人は農地法の規定を知らず転用手続きを行うこと

なく昭和60年頃に消防小屋を建設しており、始末書が添付されております。
農地区分は、第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。
(発言なし)

議 長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

3番農業委員 5条順位5番の案件ですが、現況宅地となっておりますが、この件について始末書がない理由がありますか。

事務局 この案件は、競売物件ですので、以前の所有者から始末書が取れませんので添付書類としては求めておりません。

議 長 他に質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、4条5件、5条6件は決定します。
これで議案第42号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第43号1番の所有権移転の3件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。
順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第43号1番の所有権移転について何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転3件は決定します。

議 長 次に議案43号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第43号2番の利用権設定の21件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位21番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第43号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 21 件は決定します。

議 長 次に、議案 43 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 43 号 3 番の使用貸借権設定の 2 件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から 2 番の、貸借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 43 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 これで議案第 43 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 44 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 7 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と農業委員 5 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と農業委員 5 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 14 番委員と農業委員 15 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 15 番委員と農業委員 4 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 44 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

12 番農業委員 順位 2 番、4 番、5 番の件ですが、この案件は新規就農の方になるのですか。

事務局 新規就農の方が買い求める案件になります。

12番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案44号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第45号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 班長を務められた1番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

5番農業委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

○ 順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、約3.4kmのところですか。申請面積は、399㎡で、空き家の売却とともに農地を売却したいため申請するものです。現況は、遊休状態です。

調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議長 何か質問や意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案45号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第12回総会を閉会いたします。